



日頃より南多摩駅周辺土地区画整理事業に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今回のお知らせでは、①平成31年度事業計画、②審議会の開催報告、③換地変更、④土地区画整理地区内の斎場、⑤仮換地指定証明手数料の改定 についてお知らせいたします。

①平成31年度事業計画について

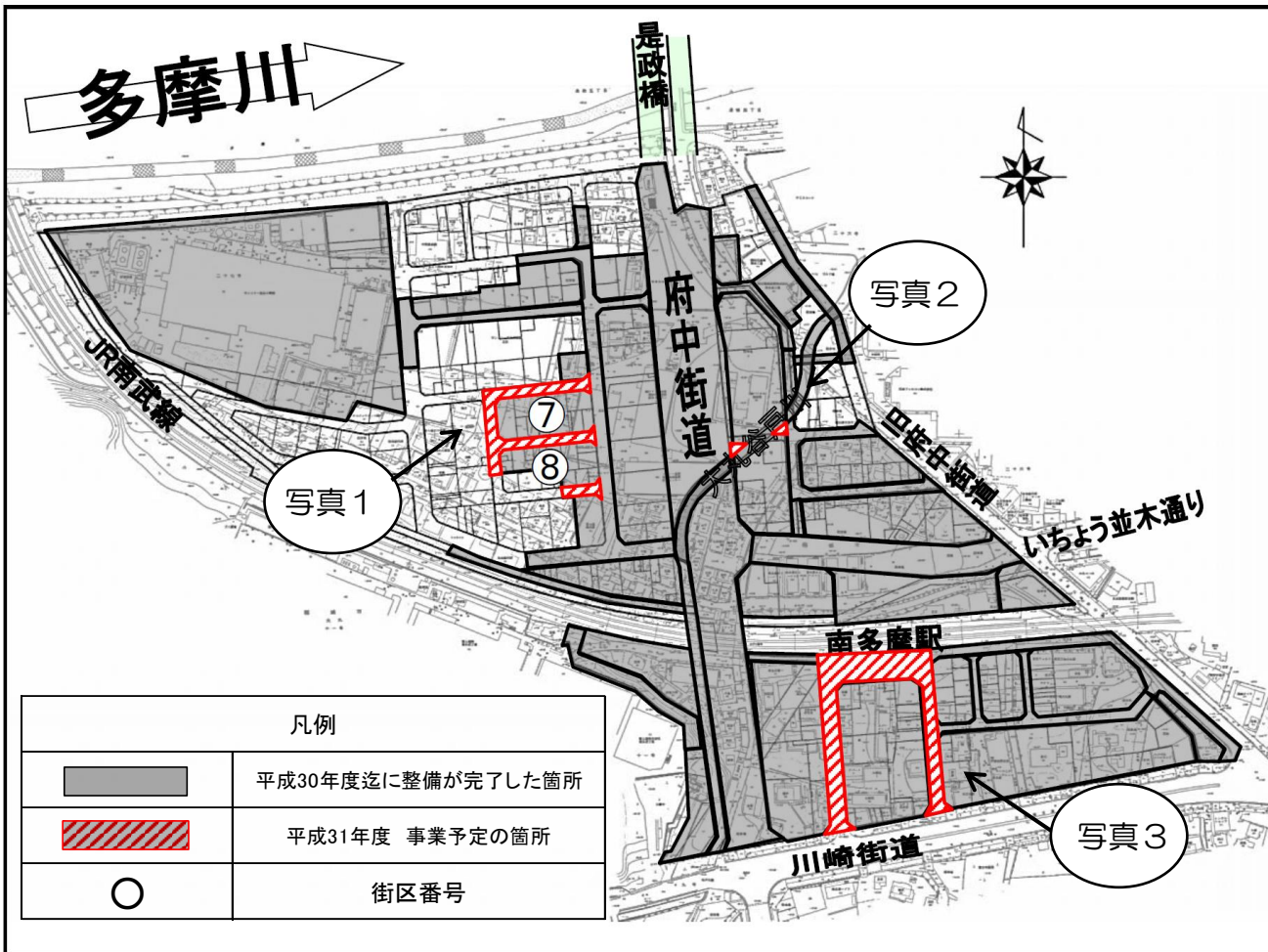


図1 事業計画図

今年度は、平成29年度に工事した7及び8街区(写真1)の道路表層工事を行う予定です。しばらくの間、砂利敷きのままであったため、沿道や道路をご利用の皆さまにはご不便をお掛けしておりましたが、ここで、沿道宅地への水道やガスの引込みが完了することから、表層の舗装工事を行う予定です。

府中街道のすぐ東側では、緑地(写真2)の工事を行う予定です。工事が終わりましたら、地域の皆さまにご利用いただけるようになります。

南多摩駅南口では、駅へアクセスする道路(写真3)について、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を活用し、無電柱化への取り組みを実施しております。昨年度に無電柱化に向けての検討会を開いた結果、電線共同溝方式を進めていくことに決定いたしました。昨年度と今年度の2ヶ年で設計を進めており、来年度以降、工事を予定しております。

地区内では引き続き多くの工事を行ってまいります。皆さまに極力ご迷惑をお掛けしないよう、工事車両の通行などについて調整を図り、安全管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



②審議会の開催報告について

稲城南多摩駅周辺土地区画整理審議会は10名の審議委員により構成されています。今回のお知らせまでに開催された審議会の内容は下記のとおりです。

開催日	内容
第67回審議会 平成31年2月18日	(1) 平成30年度事業進捗状況について (2) 仮換地の指定について(諮問)・・・仮換地の指定に向けた諮問1件。ご同意いただきました。 (3) 仮換地の軽微な変更について(報告)
第68回審議会 令和元年11月19日	(1) 平成31年度事業計画について (2) 仮換地の指定について(諮問)・・・仮換地の指定に向けた諮問2件。ご同意いただきました。 (3) 仮換地の軽微な変更について(報告) (4) その他・・・多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の改正について、報告しました。

③ 換地設計の変更について

南多摩駅周辺地区の土地区画整理事業は、事業当初から住宅と工場等とのすみ分けが課題となっており、これを解消するよう現在の換地設計を行いました。しかし、現在の換地設計を定めた平成12年から約20年の月日が経過し、相続や土地の売買による地権者の変動、土地利用の変化によって、より良いまちづくりに向けて見直しが必要となってきました。

新府中街道から西側は、都市計画、準工業地域で、様々な用途の建築物を建てることができます。このため、準工業地域にありがちな多用途な土地利用の混在が顕著に見られます。特に住宅と工場や事業所等の乱立が目立ちます。

これらのことについては、地域の方々からも直に声をいただいております。

地域にお住まいの方からは『工場や事務所が近くにあると住みづらい』、事業者の方からは、『住宅が近くにあると仕事がしづらい』といったご意見をいただいております。このような地域の方々からの声を受けまして、住宅と工場等のすみ分けを主な目的とした換地設計の変更を進めていくこととなりました。

より良いまちづくりを目指し換地設計の変更を行うためには、道路形状や公園の配置変更に加え、対象の皆さまの換地の変更も必要となり、ご協力が不可欠と考えております。

対象となる皆さまへは、別途お知らせさせていただき、ご説明をさせていただくこととなりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

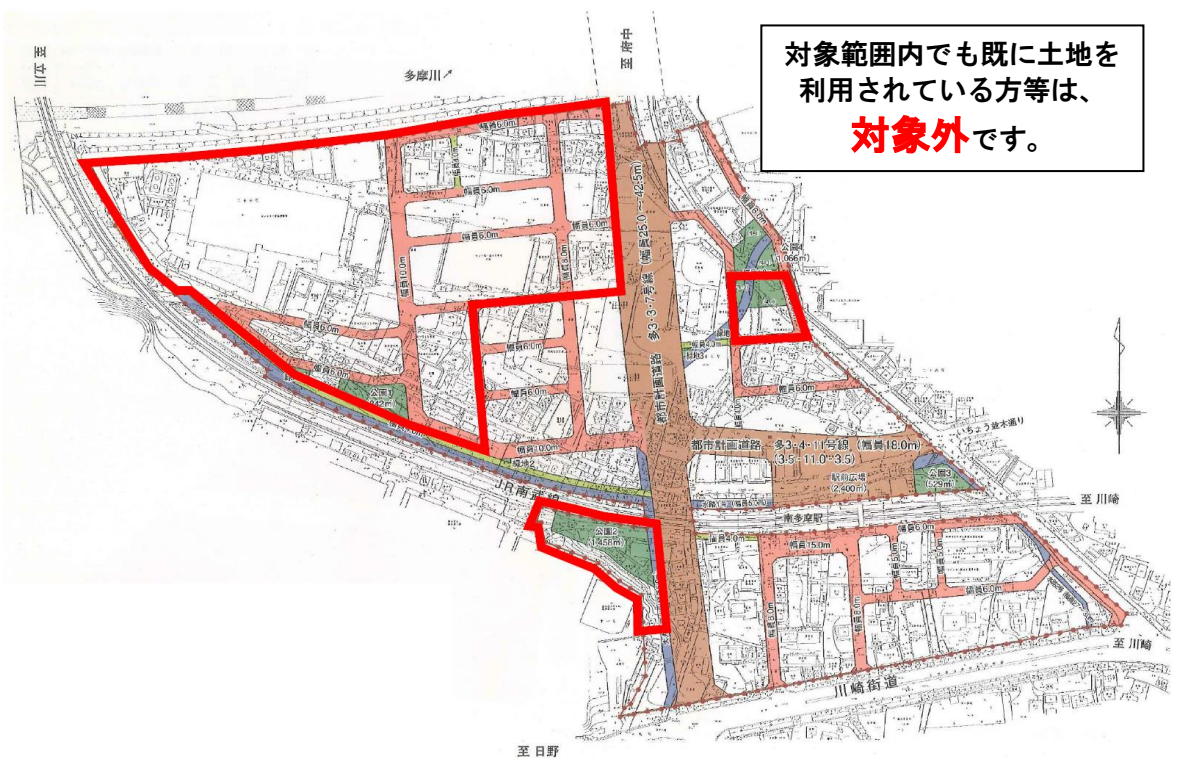


図2 換地変更の対象範囲

④ 土地区画整理地区内の斎場について

当地区に建築された斎場について、これまでの報告会や「土地区画整理事業のお知らせ」にて、稲城市から斎場の移動案をご報告いたしました。このご報告に対して、地域の皆さまからご理解をいただき、移動を目指し進めております。

前回のお知らせ（平成30年8月8日付）では、斎場の移動に先立ち、移動先へのライフライン整備の準備を進めていると、ご報告させていただきました。現在はこの準備に加え、府中街道から移動先に車両が乗り入れるため、関係機関との協議を進めている状況でございます。

今後も引き続き、移動に必要な関係者との協議を進めまして、早期の移動を目指してまいります。

⑤ 仮換地指定証明手数料の改定について

令和2年4月1日より、「(1)持続可能な行政運営」、「(2)利用する方と利用しない方の負担の適正化」、「(3)消費税率の引き上げへの対応」を図る観点から、令和元年12月市議会定例会の議決を受け、各種使用料・手数料の改定を行います。

このことにより、仮換地指定証明手数料は、下記のとおりとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、詳細は、令和2年1月15日号の市広報か市ホームページをご覧ください。

	新単価（円）	旧単価（円）	備考
仮換地指定証明手数料	300	200	1件当たり

- 区画整理地区内で119番通報をされる場合は、住所とともに区画整理地区内である旨をお伝えください。
- 事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課までお気軽にご連絡ください。
連絡先：042-378-2111（内347・348） 担当：鈴木・丹澤